

平成二十一年五月十三日提出  
質問第三九六号

政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が嚴重注意した件等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が嚴重注意し

た件等に関する第三回質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビュウを受け、北方領土問題につき、「三島と択捉一部でも」と、谷内代表として、齒舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すべきという見解を示したと報じた記事（以下、「毎日記事」という。）が掲載されている。右について、谷内代表は毎日新聞社に対して、「毎日記事」にある様な、北方四島の面積分割をもって最終的な北方領土問題の解決とすべきという趣旨の発言（以下、「谷内発言」という。）はしていないと反論し、「毎日記事」はねつ造である旨発言している（同日付産経新聞報道）。しかし、中曽根弘文外務大臣は、本年四月二十日、訪米中の谷内代表に電話をし、「結果として誤解を与えたことは遺憾」と、谷内代表を嚴重注意したと承知する。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七一第三六二号）並びに「前々回答弁書」（内閣衆質一七一第三二八号）を踏まえ、再度質問する。

一 「前々回答弁書」で外務省は「谷内発言」に関し、「平成二十一年四月二十日に谷内正太郎政府代表か

ら、御指摘の記事において引用されているような『個人的には三・五島返還でもいいのではないかと考えている。』といった発言は行っていないが、全体の発言の流れの中で誤解を与え得る発言があったかもしれず、結果として関係者に誤解を与えてしまったことは遺憾である旨の説明があったことを受け、中曽根弘文外務大臣が谷内正太郎政府代表に嚴重に注意を行った。」と答弁している。右に関し、前回質問主意書で、そもそも「谷内発言」の全容が明らかになっていない中で、「全体の発言の流れの中で誤解を与え得る発言があったかもしれず」との答弁がなされても、国民としては理解のしようがないところ、「谷内発言」の正確な内容とはどのようなものか、そしてその中で、どの部分が「誤解を与え得る発言」に当たるのかと問うたが、「前回答弁書」でも「谷内正太郎政府代表からは、御指摘の記事において引用されているような『個人的には三・五島返還でもいいのではないかと考えている。』といった発言は行っていないが、全体の発言の流れの中で誤解を与え得る発言があったかもしれず、結果として関係者に誤解を与えてしまったことは遺憾である旨の説明があった」と、「前々回答弁書」と変わらない答弁がなされているのみである。当方が求めているのは、右答弁の繰り返しではなく、谷内氏が毎日新聞社のインタビューに対し、実際にどのような回答をしたのか、「谷内発言」の正確な内容についての説明である。「谷内発言」は

我が国の国家主権、国益に関わる話であり、同発言を巡り国内外に混乱をもたらした以上、政府、特に外務省は、その正確な内容を国民に説明する義務を負っていると考えるところ、「谷内発言」の正確な内容及びその内どの部分が「誤解を与え得る発言」に該当するのか、「前々回答弁書」、「前回答弁書」の繰り返しではなく、外務省の誠実な説明を再度求める。

二 一で、外務省として、「谷内発言」の正確な内容及びその内どの部分が「誤解を与え得る発言」に該当するのかについて、谷内氏より正確な説明を受けていないのならば、同氏に対して説明を求め、同氏による説明を受けた上で、国民に明らかにすることを求める。

三 一で、外務省として、「谷内発言」の正確な内容及びその内どの部分が「誤解を与え得る発言」に該当するのかについて、国民に明らかにすることはできないと言うのならば、なぜできないのか、その理由を説明されたい。

右質問する。